

離婚届出の種類

- 協議離婚・・・夫妻双方の話し合いによって合意ができたとき
- 裁判離婚・・・協議が整わなかったときに、裁判上の手続きによる離婚
(調停、審判、和解、請求の認諾、判決などに分類されます)

氏について

婚姻のときに氏が変わった方は、原則として元の氏に戻ります
 婚姻中の氏を名のり続けたい場合、離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法第77条2項）」の提出が必要です
 この届は、離婚届と同時に出す、または離婚届出の日から**3ヶ月以内**であれば届け出すことができます（3ヶ月を超えるとこの届はできません。家庭裁判所へ氏の変更の申し立て手続きが必要になりますのでご注意ください）

子どもの親権について

離婚する夫婦に未成年の子がおられるときは、親権者を夫婦双方とするか、その一方とするかを定めてください

届出に必要な書類について

- 協議離婚・・・離婚届出書：離婚する夫妻双方の署名と、証人2名の署名が必要
- 裁判離婚・・・離婚届出書：届出人（夫妻の一方）の署名が必要（証人は不要です）
 裁判所で交付された書類の原本

- 調停離婚：調停調書謄本
- 審判離婚：審判書謄本および確定証明書
- 和解離婚：和解の調書および確定証明書
- 認諾離婚：審判書謄本および確定証明書
- 判決離婚：判決の謄本および確定証明書

離婚の当事者もしくは未成年の子が、外国籍の場合は、その他に書類が必要になりますので予めご相談ください

ここでは、離婚届出のときに、添付する書類と、離婚届出に関連する役場での主な手続きについてご説明します

その他、ご不明な点、個別のご相談は、各担当課/係へお尋ねください

=== 目次 ===

離婚届出	P 2
離婚後も婚姻中の氏名をそのまま名のりたいとき	P 3
離婚後、お子さんの戸籍も移したいとき	P 3
氏名が変わったときの手続き	P 3
住所を変更するときの手続き	P 3
児童扶養手当について	P 4
児童手当の請求者の変更について	P 4
母子家庭奨学金について	P 4
養育費について	P 4
母子・父子家庭等医療費助成について	P 5
国民年金種別変更及び氏名変更の届出について	P 5
国民健康保険の加入の届出について	P 5
義務教育費の援助について	P 5
住民税（所得税）の扶養控除について	P 6

離婚するときの手続きについて

(1) 離婚届出

届出ができるところ

- ・夫妻の本籍地
- ・夫、妻の住所地、所在地 のいずれか

離婚届に必要なもの

●協議離婚の場合

協議離婚の届出には、夫妻双方の署名と、証人二名の署名が必要です。

- ・離婚届書（届出人は夫妻双方）
- ・届出人の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの官公署発行の顔写真付き公的証明書等） ※1

※2

●調停離婚、裁判離婚の場合

裁判による離婚の届出は、調停成立後または審判・判決確定後10日以内に提出してください。

- ・離婚届書（届出人は原則、調停又は審判の申立人。不明な場合は予めご相談ください）
- ・裁判所が発行した書類の原本（本人の控え用ではなく、戸籍届出用として交付されたもの）

調停離婚：調停調書謄本
審判離婚：審判書謄本および確定証明書
和解離婚：和解の調書および確定証明書
認諾離婚：審判書謄本および確定証明書
判決離婚：判決の謄本および確定証明書

※1 公的な証明書がない場合も届出はできます。その場合、確認の出来なかった届出人宛に通知を送付します

※2 届出義務者は、調停（裁判）の申立人。10日を過ぎると相手方も届出が可能。離婚届の証人署名は不要

離婚届の主な注意点

●届書の書き方（消せるインクのボールペンは使用しないでください）

- ・〔氏名〕欄は、婚姻中の氏で記入します。
- ・〔住所〕欄は、離婚届を出す時点の住民登録地を記入します。
ただし、離婚届出と同時に転入・転居届を提出する場合は、新しい住所を書きます。
- ・〔本籍、筆頭者〕欄は、戸籍どおり正確に記入します。
- ・〔婚姻前の氏にもどる者の本籍〕欄は、以下のいずれかを参考に記入します。
①離婚届によって婚姻前の戸籍に戻る方は「もとの戸籍にもどる」にチェックし、戻る戸籍と筆頭者を書きます。
②旧姓に戻る方が「新しい戸籍をつくる」場合は新しく本籍を置くところを決めて記入します。この場合、筆頭者は旧姓に戻ったご自身になります。
③旧姓に戻らずに婚姻中の氏を使い続けたい場合は“空欄のまま”にしておき、離婚届とは別に「離婚の際の氏を称する(戸籍法第77条2項)届」が必要です。
※3ページを参照してください
- ・〔未成年の子の氏名〕欄は、離婚後の子の親権者を夫婦双方か一方に決めて記入します。
※親権者が決まらない場合は、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てをした上で子の氏名を記入します。
- ・〔届出人署名〕欄は、婚姻中の氏名で各自署名して下さい。

*協議離婚の場合、証人欄に成人の方2人の署名が必要です。

*裁判離婚の場合、申立人は提起者が署名して下さい。

- ・〔証人〕欄、証人になられる方は、成人であれば親族関係や住所、国籍は問いません。

証人2人の記載が無い場合、協議離婚届は受理できません（調停・裁判離婚は証人不要です）。

*未成年の子がいる場合は、離婚後の子育ての分担及び親子交流について、取り決めをしているかしるしをつけて下さい。

*経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は養育費の分担について、取り決めをしているかしるしをつけて下さい。

●届出ができる時間

戸籍に関する届出は、夜間、土曜日、日曜日や祝日であっても受け付けます
ただし、その場で戸籍の担当者が確認できませんので、受理/不受理の審査は改めて行います

●役場の業務時間外の受付窓口

土・日・祝日の8:30~17:15は、日直室（2階正面玄関を入れて左側）

その他の開庁時間外は、1階の警備員室（北玄関を入れて右側）

*離婚届書の記載に不備がある場合や住所変更の手続き、児童扶養手当等

届出によって必要となるその他の手続きについては、翌開庁日以降の役場開庁時間内に
改めてお越しいただく必要がありますのでご了承ください。

開庁時間（手続き時間）

平日 月曜日～金曜日 **8:30~12:00、13:00~17:15**

☆諸手続きにはお時間を要します。できる限り、午前は11:30まで、午後は16:30までにお越しく下さい
☆午後12時~1時の間は、証明発行のみ取り扱っております

離婚後も婚姻中の氏名をそのまま名のリたいとき

「離婚の際に称していた氏を称する（戸籍法77条2項）届」

・婚姻の時に氏を変更された方は、離婚届の後、婚姻前の氏（旧姓）に戻りますが、引き続き婚姻中の氏を名のる事を希望される場合は「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります（離婚届と同時提出も可能です）。

・この届は、届出期間が離婚届出後**3ヶ月以内**と定められているため、期間を経過した場合は、届出ができなくなりますのでご注意ください。

離婚後、お子さんの戸籍も移したいとき

「入籍届」

・親権者を決めても、離婚届を出しただけでは、お子さんの戸籍や氏は変動しません。
親権者の戸籍にお子さんの戸籍を移したい場合は、まず家庭裁判所へ申し立てを行い「子の氏の変更許可」を受けた後に、市町村役場へ「入籍届」を出す必要があります。

●子の氏の変更許可手続き

子の住所地を管轄する家庭裁判所で手続きが必要です。

費用や方法等、詳しくは家庭裁判所へお問い合わせください。

◇ 京都家庭裁判所 電話 075-722-7211

●入籍届出

入籍届に必要なもの

- ・入籍届書（届出人は、入籍する子が15歳以上の場合は**本人**、15歳未満の場合は親権者）
- ・家庭裁判所で発行された「子の氏の変更許可審判書の謄本」

◇ 戸籍に関する問い合わせ先

総合窓口課 戸籍住民係 電話：0774-95-1915(直通)

●氏名が変わったときの手続き（対象者のみ）

氏名等に変更が生じたときは、役場で戸籍および住民票の記載を修正します。

- ・マイナンバーカードの氏名変更：住所地の役場で手続きが必要です。
- ・印鑑登録の廃止：登録印影が氏名と合わなくなった場合は、自動的に廃止になります。
この場合、お持ちの印鑑登録証（緑色のカード）は無効になります。
また、氏を変更しなかった方、名のみで登録している方は、引き続きそのまま使用できます。

◇ マイナンバーカード、印鑑登録の変更に関する問い合わせ

総合窓口課 戸籍住民係 電話：0774-95-1915(直通)

●住所を変更するときの手続き（対象者のみ）

- ・離婚届を提出しただけでは住所は変わりません。
- ・離婚届の際に住所も変更される場合は、別途、住所変更の届出手続きが必要です。
 - 「転入届」・・・精華町以外から精華町へのお引越し
 - *あらかじめ元の住所地で転出届を提出し、マイナンバーカード又は転出証明書を添付してください
 - 「転居届」・・・精華町内での引越し
 - 「転出届」・・・精華町外へのお引越し

◇ 住所変更に関する問い合わせ

総合窓口課 戸籍住民係 電話：0774-95-1915(直通)

(2) その他、役場で必要な手続き（対象者のみ）

① 児童扶養手当について

父母の離婚などによってひとり親家庭となった子どもの親、父又は母が身体などに障害のある子どもの父又は母、あるいは親に代わってその子どもを養育している方に支給します。ただし、所得制限があります。

- 対象児童：18歳に達する日以降最初の3月31日まで

(中・重度の障害がある場合は20歳未満)

- 必要書類等：認定請求書、戸籍謄本、印鑑、通帳またはキャッシュカードの写しなど

- 支給額

1人の場合

月額45,500円(全部支給)、月額45,490円～10,740円(一部支給)

2人の場合

月額56,250円(全部支給)、月額56,230円～16,120円(一部支給)

3人以上の場合は、1人につき月額6,450円(全部支給の場合)、

月額6,440円～3,230円(一部支給の場合)加算

◇ 子育て支援課 電話：0774-95-1917(直通)

② 児童手当の請求者の変更について

離婚後に児童と同居する方が受給者となります。児童手当の受給者を変更する場合は、離婚後速やかに手続きを行ってください。原則、離婚前の受給者から「児童手当支給事由消滅届」を提出いただいた後、新しく受給者となる方の認定請求を受付します。手続きの際は、新しく受給者となる方の健康保険証（マイナンバーカード、◇確認書でも可）と通帳（キャッシュカードでも可）をご持参ください。

◇ 子育て支援課 電話：0774-95-1917(直通)

③ 母子家庭奨学金について

母子家庭の子どもの教育や養育に必要な経費に対して支給します。京都府のほかの制度による奨学金（高校生給付型奨学金など）を受給している方には支給されません。

- 対象：乳幼児から高校生まで

◇ 子育て支援課 電話：0774-95-1917(直通)

・養育費について

- 養育費や面会交流に関する質問や相談については、下記にお問い合わせください。

◇ 養育費相談支援センター 電話：03-3980-4108

0120-965-419

◇ 京都府ひとり親家庭自立支援センター（南部センター）

電話：075-662-3773

075-692-3478（父子家庭専用）

④ 母子・父子家庭等医療費助成について

母子・父子家庭の母または父や18歳未満の子ども（18歳を迎えた最初の3月31日まで）が、病気・けがなどで医療機関に支払った医療費の自己負担分を助成します。ただし、所得制限があります。また検診などの保険適用外診療は助成できません。

●必要書類：印鑑、加入している保険資格がわかるもの（対象者全員分）、戸籍謄本（対象者全員分）、

届出日が8月～12月の場合・・・その年の1月1日の住所地市町村発行の「所得額と控除額の内訳の記載がある証明書」※2（18歳以上の転入者のみ）

届出日が1月～7月の場合・・・前年の1月1日の住所地市町村発行の「所得額と控除額の内訳の記載がある証明書」※2（18歳以上の転入者のみ）

※2 精華町では「課税証明書」

◇ 国保医療課 医療係 電話：0774-95-1929（直通）

⑤ 国民年金種別変更及び氏名変更の届出について

・離婚で、配偶者（第2号被保険者）の扶養からはずれた時は、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更の届出が必要です。

●必要書類：離婚した年月日が確認できる証明書（受理証明書等）・個人番号（マイナンバー）確認書類または基礎年金番号のわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書等）

・離婚により氏名変更がある場合について

国民年金第1号被保険者の方は住所地の役所で、第2号被保険者（厚生・共済年金に加入している方）及び第3号被保険者の方は、勤務先を通じて手続きをしてください。

◇ 総合窓口課 年金係 電話：0774-95-1915（直通）

・離婚時における年金分割について

●相談、必要書類等については、京都南年金事務所にお問い合わせください。

◇ 電話：075-644-1165

⑥ 国民健康保険の加入の届出について

・離婚に伴い、職場の健康保険の扶養家族からはずれた時は、届出が必要です。

●必要書類：被扶養者の資格がなくなった証明・顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

・国民健康保険に加入されている方で、氏名変更がある場合は、届出してください。

●必要書類：国民健康保険証もしくは資格確認書・顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

◇ 国保医療課 国保係 電話：0774-95-1929（直通）

⑦ 義務教育費の援助について

経済的な理由で子どもの義務教育費（学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品日など）の負担が困難な保護者に、その費用の一部を援助します。ただし、所得制限があります。

●対象：精華町立小中学校または京都府立中学校に在学している子どもの保護者

●必要書類：印鑑・「児童扶養手当受給証書の写し」または、経済的理由による場合は世帯全員の課税証明書か源泉徴収票の写し

◇ 学校教育課 電話：0774-95-1906(直通)

⑧ 住民税（所得税）の扶養控除について

年末調整や確定申告等でお子さまを扶養していると申告されると、一定の金額の所得控除を受けることができ、住民税や所得税の税額が下がる場合があります。離婚されて住民票が別世帯の場合でも、養育費を支払っている場合、お子さまの扶養者となり得ますが、両親どちらか一方しかお子さまの扶養者になれません。

どちらでお子さまの扶養控除を受けられるか、必ず協議され、重複して扶養控除を受けることがないようにしてください。（健康保険上の扶養と税法上の扶養は同一ではありません。また、扶養控除の有無により他の施策において影響がある場合があります）

◇ 税務課 住民税係 電話：0774-95-1916(直通)